

○最上町公民館水洗化事業補助金交付要綱

平成25年3月27日

教委訓令第5号

改正 平成28年3月22日教委訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境に配慮し、合併処理浄化槽による公民館のくみ取り式トイレ等の水洗化の促進を図るため、町内会等が行うトイレ及び水回り等の改修に対して、町が補助金を交付する場合の基準について、最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和47年最上町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業は、町内会等が行う合併処理浄化槽の導入に伴う、トイレの水洗化及び水回り等を実施するための改修事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、改修事業に要する費用以内の額とし、90万円を限度にこれを交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に次の各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。

- (1) 改修事業の計画書
- (2) 改修事業に要する費用に係る見積書の写し

(実績の報告)

第5条 補助対象者は、改修事業が完了したときは、30日以内若しくは、その年度の3月31日のいずれか早い日まで、補助事業等実績報告書に次の各号に定める書類を添えて、報告しなければならない。

- (1) 改修事業に要した費用に係る請求書の写し
- (2) 改修事業の施工後の状況を示す写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日教委訓令第2号）

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。